

Kobayashi

Nojiri

小林市・野尻町

合併協議会だより

2009.9
第5号

“勇姿”

～宮崎県西諸支部消防団操法大会～



ポンプ自動車の部第3位の小林市消防団第1分団第4部



小型ポンプ車積載車の部優勝の小林市消防団第3分団第11部



小型ポンプの部優勝の小林市消防団第2分団第2部



ポンプ自動車の部第2位の野尻町消防団第2分団第3部

CONTENTS

第6回協議会報告

選挙、自治会等、町名・字名、運輸・通信、企画、農林水産、商工・観光、建設、下水道、水道等の11項目の個別調整結果を報告

協議会からのお知らせ

新小林市誕生(平成22年3月23日(火))まで

あと**203日**(平成21年9月1日現在)



第6回 協議 報告

7月30日



左上：協議会では活発な意見等が出されました。
左下：運輸・通信について発言する新任の小野委員

右上：農林水産関係について発言する小島委員（中央）
右下：自治会等について発言する福本委員

選挙、自治会等、町名・字名、運輸・通信、企画、農林水産、商工、観光、建設、下水道、水道等の11項目の個別調整結果を報告

7月30日、野尻町農村環境改善センターホールで、第6回協議会を開催し、選挙、自治会等、町名・字名、運輸・通信、企画、農林水産、商工・観光、建設、下水道、水道等の11項目の個別調整結果について報告しました。

報告事項

第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について報告しました。

小林市・野尻町合併協議会委員の変更について

小林市議会の委員長交代により、首藤美也子委員から小野信雄委員に変更があったことを報告しました。

選挙について

選挙について、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構の取扱いについて、「合併後0年

を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、「当面現行どおりとし、合併後0年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

市町の計画、運輸・通信について

運輸・通信関係のコミュニティバス等について、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

企画について

企画関係のふるさと振興基金について、「当面現行どおりとし、合併後0年を目処に新たな制度等を制定する」と

いう調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

農林水産関係

農林水産関係について、農業振興対策事業・単独事業、畜産振興対策事業・単独事業は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」、土地改良事業（制度事業）は、「合併後1年を目処に統合するよう調整する」、土地改良事業（単独助成事業）は、「当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度を制定する」、土地改良事業（団体補助）は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

商工・観光関係

商工・観光関係について、商工業振興事業は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、観光振興事業は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」、観光関係団体は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）

補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）について、商工業振興事業補助金、観光振興対策事業補助金は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

建設関係

建設関係について、道路・橋梁関係（道路維持）は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

下水道関係

下水道関係について、公共下水道事業の下水道使用料・受益者負担金、農業集落排水事業の使用料・負担金は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

水道関係

水道関係について、簡易水道事業の水道料金の算定方法・水道加入金は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

●協定項目の調整方針に基づく個別調整の結果が、次のとおり報告されました。

協定項目	個 別 調 整 の 内 容																																
選挙	●投票所の開始時刻は午前7時とする。小林地区の閉鎖時刻は現行のまま引き継ぎ、野尻町区については、現行の投票所閉鎖時刻は午後6時であるが、合併後において特に地方選挙の場合、候補者・有権者等の不公平感及び投票箱送致時間を考慮し、全投票区午後7時閉鎖とする。 なお、農業委員会委員選挙の投票所の開始・閉鎖時刻は、現行の午前7時から午後6時までとする。 ●期日前投票所を野尻庁舎に設置し、開閉時刻は午前8時30分から午後8時までとする。期日前投票システムは市長選挙に対応するように事前に準備を進める。 ●開票開始時間は新市の選挙管理委員会決定する。																																
自治会・行政連絡機構の取扱い	●野尻町における分区運営交付金の交付経緯を踏まえ、交付金の急激な減額を避けるため、激変緩和措置を講ずる必要がある。 ◎自治会組織に対する財政支援措置と野尻地区における激変緩和措置(案) <table> <tr> <th rowspan="2">現 在</th><th colspan="2">野 尻 町</th><th>世帯当り</th></tr> <tr> <td colspan="2">分区運営交付金</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <th rowspan="5">合併後(小林市の制度に統一した場合)</th><th colspan="2">野 尻 地 区</th><th>世帯当り</th></tr> <tr> <td colspan="2">組行政推進業務委託料</td><td>878 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">いきいき地域づくり区交付金</td><td>1,154 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>2,032 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">分区運営交付金との比較</td><td>△ 968 円</td></tr> <tr> <th rowspan="2">野尻地区における激変緩和措置(案)</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th></tr> <tr> <td>2,700 円</td><td>2,400 円</td><td>2,032 円</td></tr> </table> ※野尻地区は、平成24年度に小林市の制度に統一する。			現 在	野 尻 町		世帯当り	分区運営交付金		3,000 円	合併後(小林市の制度に統一した場合)	野 尻 地 区		世帯当り	組行政推進業務委託料		878 円	いきいき地域づくり区交付金		1,154 円	合 計		2,032 円	分区運営交付金との比較		△ 968 円	野尻地区における激変緩和措置(案)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	2,700 円	2,400 円	2,032 円
現 在	野 尻 町		世帯当り																														
	分区運営交付金		3,000 円																														
合併後(小林市の制度に統一した場合)	野 尻 地 区		世帯当り																														
	組行政推進業務委託料		878 円																														
	いきいき地域づくり区交付金		1,154 円																														
	合 計		2,032 円																														
	分区運営交付金との比較		△ 968 円																														
野尻地区における激変緩和措置(案)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																														
	2,700 円	2,400 円	2,032 円																														
町名・字名の取扱い	●庁内システムに関する対応は、電算統合グループで対応する。 ●新市全域に住所表記の変更が生じるため、広報班を通じて住民に周知する。 ●例規の対応は、文書例規グループを通じて調整する。																																
企画	●ふるさと振興基金の活用方法については、使途目的などを整理し、活用を規定する要綱の制定を含め、検討を行う。 ◎ふるさと振興基金の現況 <table> <tr> <th colspan="2">小 林 市</th><th colspan="2">野 尻 町</th></tr> <tr> <td>基金名称</td><td>小林市ふるさと振興基金</td><td>基金名称</td><td>野尻町ふるさと振興基金</td></tr> <tr> <td>基 金 額</td><td>152,166 千円 (H20.3.31 現在)</td><td>基 金 額</td><td>336,665 千円 (H20.3.31 現在)</td></tr> <tr> <td>活用状況</td><td>基金運用のみ</td><td>活用状況</td><td>44,000 千円 (H19 決算額)</td></tr> </table>			小 林 市		野 尻 町		基金名称	小林市ふるさと振興基金	基金名称	野尻町ふるさと振興基金	基 金 額	152,166 千円 (H20.3.31 現在)	基 金 額	336,665 千円 (H20.3.31 現在)	活用状況	基金運用のみ	活用状況	44,000 千円 (H19 決算額)														
小 林 市		野 尻 町																															
基金名称	小林市ふるさと振興基金	基金名称	野尻町ふるさと振興基金																														
基 金 額	152,166 千円 (H20.3.31 現在)	基 金 額	336,665 千円 (H20.3.31 現在)																														
活用状況	基金運用のみ	活用状況	44,000 千円 (H19 決算額)																														

市町の計画、
運輸・通信

●コミュニティバス等の運行方式等

については、小林市で設置している地域公共交通会議において平成22年度に検討する。

◎コミュニティバス(小林市)と福祉バス(野尻町)の現況

	小 林 市	野 尻 町
実 施 主 体	実施主体：小林市 運行主体：指定管理者 宮崎交通（株）	実施主体：野尻町 委託事業者：三和交通（株）
利 用 料 金	小林・須木地区内のみ 200 円 地区をまたがる場合 400 円 小学生と障害者は 半額 未就学児は 無料	乳幼児をのぞき 1 人 300 円 小学生と障害者は 100 円 70 歳以上は 200 円
実 績	利用者数：13,806 人 利用料金収入：3,990,065 円	●福祉バス 利用者数：15,162 人 利用料金収入：2,956,500 円 ●通学バス 利用者数：2,251 人 利用料金収入：155,900 円
平成20年度予算	7,800,000 円	4,615,000 円

農林水産

■農業関係・農業振興対策事業・単独事業

●単独事業

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

①小林市地産地消推進協議会補助金（小林市）

組織構成員の調整を図り、現行のまま、新市に引き継ぐ。

②みやざき特産野菜価格安定対策事業（小林市メロン）

野尻地区に該当しないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

③須木地区単独事業（小林市）

対象地域要件がないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

※須木地区単独事業

・病虫害防除対策費

・栗の木オーナー制度事業

・栗苗木づくり事業費

・栗管理作業班設置事業費

・ゆず苗木づくり事業費

・栗航空防除事業費補助

④新規就農者育成研修費補助金（小林市）

⑤農業後継者国内外研修者助成事業（野尻町）

※④、⑤については類似事業なので、合併時に⑤を廃止し、④の制度に統合する。

⑥環境保全型農業推進対策事業（野尻町）

合併後 1 年（平成22年度）までは野尻町の制度を適用し、小林地区に拡充する。平成 23 年度から新制度での検討を行う。

⑦農業用廃プラスチック適正処理対策推進事業（共通）

・協議会関係について、合併までに小林市の制度等に統一する。

協議会を小林市廃プラスチック適正処理対策推進協議会に統合する。

・収集運搬費補助金（野尻町）について、合併後 3 年を目処に廃止する。

※激変緩和措置をとり段階的に削減する。

・事務作業手順は現行どおりとし、新協議会で検討する。

・運営費補助金（共通）は、県運営費補助・集積所運営状況を考慮し現行どおりの予算措置に努める。

⑧園芸組織活性化大会補助金（小林市）

⑨園芸振興推進大会補助金（野尻町）

※⑧、⑨については、事業主体・大会名は異なるが事業の目的が類似しているため、補助事業の統一を図る。

・大会の存続、内容の確認等事業主体との調整を行う。

・大会における表彰及び部会特別賞に伴う経費の予算費目の調整を行う。

●団体補助

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

事業主体（団体）へ市町合併に伴う小林市各類似団体との再編・統廃合の協議を行う。

①果樹農業振興対策協議会育成事業（小林市）

②栗振興協議会育成補助（須木地区）

③ゆず振興協議会補助（須木地区）

※①から③は、地域要件がないため現行のまま、新市に引き継ぐ。

④野尻町産地強化事業（野尻町）

各団体の合併意向調査を行う。合併後3年を目処に事業存続・廃止の検討を行い、廃止する場合は激変緩和措置をとり、段階的に削減する。

・野尻町特産園芸部会連絡協議会（JA各生産部会）

・野尻町たばこ振興会

・野尻町茶部会

・野尻町花き振興会

⑤メロンフェア実行委員会補助（野尻町）

現行のまま、新市に引き継ぐ。

⑥農業後継者育成対策事業（小林市SAP）

⑦農業関連組織育成事業（野尻町SAP）

⑧花き振興会育成補助（共通）

※⑥、⑦、⑧について、両市町にそれぞれ同じ団体がある。⑥、⑦については、野尻町の例により平成22年4月に⑦に統合する。⑧については、合併までに団体再編を行い、事業を統合し、補助内容の検討を行うと共に要綱を整備する。

⑨農林技術者連絡協議会運営費補助（野尻町）

小林市の例に倣い、合併と同時に廃止する。

⑩農村女性指導士活動推進事業（野尻町）

両市町それぞれに存在する団体のため、団体再編後事業を廃止し、小林市の方式に統一する。

■畜産関係・畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）

●事務事業の統一

受精卵移植事業（小林市）、受精卵移植推進事業（野尻町）・・・類似した事業を両市町で行っているが、補助金額及び交付基準が異なる。合併と同時に小林市の制度等に統一するよう調整する。

●施設管理規則の調整・合併と同時に小林市の制度等に統一する。

●施設管理体制の調整・使用料について、合併と同時に小林市の制度等に統一する。

●関係団体との調整

小林受精卵移植推進協議会、野尻町受精卵移植推進協議会の統合に向けた調整を合併までに行う。

■畜産関係・畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）

●事務事業の統一、施設管理規則の調整

以下①～③について、指定管理更新（野尻町においては平成21年8月、小林市については平成22年3月末）の状況を見ながら、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

①バイオマス利活用フロンティア整備事業（小林市）

②環境保全型農業推進事業（野尻町）

③野尻町有機センター機械修繕等（野尻町）

※該当施設

バイオマスセンター（小林市）、野尻町有機センター（野尻町）

■畜産関係・畜産振興対策事業（貸付・基金）

- 高齢者等肉用繁殖雌牛導入事業貸付基金・小林市の制度等に統一する。

両市町行っていた貸付基金である。合併までに小林市の基金に統一する。

（野尻町・国造成分の返還済み。）

- 牛購入資金貸付・現行のまま、新市に引き継ぐ。

小林市のみ行っている貸付である。

- 広域畜産環境設備整備運営資金貸付・現行のまま、新市に引き継ぐ。

小林市のみ行っている貸付である。

- 畜産振興資金貸付基金・合併までに統合し、新たな制度等を創設する。

基金の取扱い・畜産振興資金貸付基金（野尻町）と小林市畜産振興基金がある。野尻町の基金と小林市の基金を合併時に統合し、新たな制度等を創設する。

（小林市の制度が基本となり、貸付対象牛が“小林地域家畜市場において上場される子牛又は初妊牛及び肥育の用に供することのできる黒毛和種とする。”に変更。）

※小林市（小林地区）では牛購入資金貸付として一般財源を元に行っている。

- 馬購入資金貸付・調整なし。

両市町で行っていた貸付けである。合併までに例規を整備する。（新たな貸付はしておらず、滞納繰越分の収納のみ行っている）

- 家畜導入等資金（野尻町一般会計）・調整なし。

野尻町のみ行っている貸付である。合併までに例規を整備する。（新たな貸付はしておらず、未償還分の収納のみ行っている）

■耕地関係・土地改良事業（制度事業）

- 国営事業及び関連事業（国営事業関係）・現行のまま、新市に引き継ぐ。

大淀川左岸地区基幹水利施設管理事業、大淀川左岸地区管理体制整備促進事業・野尻町が宮崎市に委託料を支払っている。

- 国営事業及び関連事業（県営事業関係）・合併までに調整する。

ほ場整備事業における受益者負担について、畑地かんがい関連事業の補助及び負担率は同じであるが、ほ場整備事業については事業推進のため、整地工にかかる費用の8.3%以内の受益者負担とすることで受益者負担率の軽減を図る。

- 国営事業及び関連事業（団体営事業関係）・現行のまま、新市に引き継ぐ。

畑地かんがい関連事業の団体営事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）については、小林市のみ計画されているので現行のまま新市に引き継ぐ。

- 国営事業及び関連事業（畑地帯総合整備事業）・合併後1年を目処に統合する。

合併前に採択となっている現在の事業は継続していくが、新規事業については国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

●団体営事業

①受益者負担の調整

農山漁村活性化プロジェクト支援事業（基盤整備）及び土地改良施設維持管理適正化事業の受益者負担は、合併までに小林市の例により調整する。

- ②新規事業については、国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

- 県単独事業・合併後1年を目処に統合するよう調整する。

①受益者負担の調整、事務事業の調整

過疎地域指定に基づく県の補助率の違いがあるため、新市で計画するかんがい排水事業の受益者負担率については、合併と同時に野尻町の例により統合するよう調整する。農道については、受益者負担なしとする。

- 市町単独事業・合併までに調整する。

①事務事業の調整

農林水産	制度事業の要件に満たないもの、又は公共性があり緊急に施行する必要がある農道整備事業・農地保全整備事業について実施する。 ●用地・補償関係 ①用地費・合併後1年を目処に統合するよう調整する。 基本的には土地鑑定評価を行うが、近隣事業地区の単価を参考にして決める。市単独事業については原則無償とし、制度事業は原則有償とする。 ②補償費・合併までに統合するよう調整する。 九州地区用地対策連絡会の損失補償標準基準書で算定。 ③登記事務・合併と同時に小林市の制度に統一する。民間に委託する。 ■耕地関係・土地改良事業（単独助成事業） ●事務事業の統一 ①農業用施設整備事業（小林市）・現行のまま、新市に引き継ぐ。 ②農業用水路維持管理補修事業（小林市）・現行のまま、新市に引き継ぐ。 ③ほ場整備事業（野尻町） ④暗渠排水事業（野尻町） ※③と④を合併までに①に一本化する。但し、事業実施個所の採択要件については、合併後1年を目処に新たな制度を制定する。 ■耕地関係・土地改良事業（団体補助） ●団体補助 (A) 農業振興対策補助金交付要綱の調整 (以下①～④については、この要綱内補助金) ①小林市土地改良区合同事務所運営費補助金・現行どおりとし、随時調整する。 ②小林市畑地かんがい事業推進協議会運営費補助金・現行どおりとし、随時調整する。 ③野尻町農業農村整備事業推進委員会補助金・新たに(A)に追加し、②と同様な組織であるが、西諸土地改良区設立同意徴集及び関連事業促進並びに改良区の事業促進に必要な組織なので、現行どおりとし、随時調整を行い統合を図っていく。 ④土地改良区運営費補助金（野尻町）・合併と同時に③に統合する。 ⑤農林漁業資金償還金補助金・現行どおりとし、随時調整する。
商工・観光	■商工業振興事業・企業誘致事業 ●企業誘致制度・合併までに調整し、新たな制度を創設する。 ●企業立地に関する審議会・小林市、野尻町の委員構成を踏まえて再構築する。 ■観光振興事業・観光施設整備事業 ●経営形態の検討・当面現行どおりとし、合併後3年までに経営形態の検討を行う。 以下現況 ①指定管理者制度に移行した施設 北きりしまリゾート牧場市有施設（小林市、指定管理） すきむらんど（小林市、指定管理） 生駒高原観光レクリエーションセンター（小林市、指定管理） のじりこびあ（野尻町、指定管理） 道の駅ゆ〜ぱるのじり（野尻町、指定管理） ※のじりこびあ、道の駅ゆ〜ぱるのじりにおいて、野尻町で指定管理について協議予定、指定管理期間平成21年8月31日まで ②直営 小林市出の山淡水魚水族館（小林市、直営（団体委託））・将来的に指定管理を検討する。 出の山名水ホテル館（小林市、直営（団体委託）） 北きりしまコスモドーム（小林市、直営（個人委託））

商工・観光	■観光関係団体・観光協会 ●組織の統合時期・規約の統一の時期・合併後3年を目処に統合するよう調整する。 ①現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むように環境整備に努める。 ②具体的には、小林市観光協会と野尻町観光協会との統合に向けた協議の場を設ける。 ③野尻町観光協会について、事務局は野尻町にある。統合するまでは現行のまま新市に引き継ぐ。 ●助成金・会員・会費の調整方法・各観光協会の事務局にて調整を行う。 ●活動内容・財産の調整方法・各観光協会の事務局にて調整を行う。
補助金、交付金等の取扱い (商工・観光)	■商工業振興事業補助金 ●補助金の統廃合 ①合併と同時に統合するもの（以下については、統合後） 中小企業大学受講料補助（小林・須木共通）・県信用保証協会保証料補助（小林・須木・野尻共通）・溶接技術コンクール補助（小林・須木・野尻共通） 退職者共済加入促進補助（小林・須木・野尻共通）・企業立地促進事業補助（小林・須木・野尻共通） ②現行のまま、新市に引き継ぐもの 商工経営改善普及事業費補助（須木地区）・商工会青年部育成費補助（須木地区）・商工会女性部育成費補助（須木地区）・商工会広域連携助成費補助（須木地区）・商工会消費拡大事業費補助（須木地区）・商工業各種団体育成補助（小林・須木・野尻共通）・商工会議所一般事務費補助（小林地区）・中小企業相談所補助（小林地区）・観月会補助（小林地区）・まつり小林実行委員会補助（小林地区）・商店街空店舗対策モデル事業費補助（小林地区）・こばやし冬まつり実行委員会補助（小林地区）・ほぜまつり事業費補助（須木地区）・イルミネーション設置費補助（須木地区）・商工会運営費補助（野尻町）・商工業活性化対策事業補助（野尻町）・商工業イベント補助（野尻町）・シール会運営費補助（野尻町）・のじり湖祭補助（野尻町）・総合案内所管理運営事業補助（野尻町）・個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業補助（野尻町）・商工業後継者育成資金利子助成事業補助（野尻町） ③合併時に廃止するもの 住宅リフォーム促進事業費補助（小林・須木共通）・空店舗活用新規創業者支援事業費補助（小林地区）・物産振興協議会補助（小林地区） ■観光振興対策事業補助金 ●補助金の統廃合 ①合併後3年以内に統合するもの（観光協会が統合された場合） 観光協会一般事務費補助（小林地区） 観光協会運営費補助（野尻町） 陰陽石まつり補助（小林地区） 出の山ホタルまつり補助（小林地区） コスモスレディー運営費補助（小林地区） 観光宣伝事業補助（小林地区） ②現行のまま、新市に引き継ぐもの ザ・ウォーキング大会実行委員会補助（小林・須木共通） 合宿誘致推進事業費補助（小林・須木共通） 納涼花火大会補助（須木地区） すきむらんどイベント補助（須木地区） 六月灯祭り補助（野尻町）

建設	■道路・橋梁関係について【道路維持】 ●道路管理維持体制 ①器具等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 ②作業員の確保について、両市町で、直営・委託・臨時雇用等状況が異なるので、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。 ●開発行為等・合併と同時に小林市の例により統一する。 開発行為（500平方メートルを超えるもの）については、現在小林市においてのみ、「開発行為等による災害防止要綱」及び「開発行為等による災害防止要綱事務処理要領」に基づいて処理がなされているため、合併と同時に小林市の要綱により開発行為に関する事務処理を執り行う。
下水道	■公共下水道事業・下水道使用料 ●使用料・小林市の例（基本料金+従量料金）を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 ①野尻地区では「合併処理浄化槽の維持管理費よりも、公共下水道へ接続した方が経済的である」として接続率の向上を図っている。このため、合併後3年を目処に統合する野尻地区料金は、合併処理浄化槽維持管理費より低い額で設定し接続率の向上に努める。 水道会計システムは合併後当分の間、本庁水道課と野尻庁舎水道部門で別々に稼働せざるを得ない状況であるため、使用料の統合は本庁水道課に新会計システムが整備され、実質的な稼働が可能となる時期とする。 ●水道課へのメーター検針委託 ①小林市水道課にメーターの検針を委託しているが、現行のまま、新市に引き継ぐ。 ②野尻地区についても野尻町水道課の水道特別会計にメーター検針業務費用を支出しており、現行のまま、新市に引き継ぐ。 ■公共下水道事業・受益者負担金 ●野尻処理区において受益者負担金を徴収しない。しかし、合併後に認可された地域については、小林市の例のとおり徴収する。 小林市で受益者負担金を徴収している。小林市の負担金は、家屋1棟当たり73,000円の負担金を賦課する。合併後の野尻町地区では、台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけるため、小林市下水道条例施行規則第4条第3号に「また、野尻処理区の台所の汚水流出箇所には、油水分離装置を設けること。」の条文を追記する。 小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例は、都市計画法第75条（受益者負担金）の規定に基づき規定されている。野尻町の下水道事業は、都市計画事業以外の事業であり、当該事業による受益者から事業に要する費用の一部を徴収するためには、地方自治法第224条の規定に基づいた分担金徴収条例を定める必要があるが野尻町では定めていない。よって、野尻処理区において分担金を徴収しない。 ※野尻町地区の現状と今後の方針 野尻町の既供用開始区域では、負担金を課す代わりに台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけている。合併後の野尻町地区の未供用開始区域を含めた既認可地域については、合併前後による負担金賦課の不公平感を発生させないよう負担金を課さず油水分離装置設置を義務づけ、合併後に認可された区域については小林地区と統一した分担金を徴収する。その場合、小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例ではなく、小林市公共下水道事業分担金徴収条例の新規制定が必要となる。 ■農業集落排水事業・使用料（農集排） ●使用料・新市移行後も現行どおりとし、2種類の料金体系は合併後3年を目処に調整する。合併時から3年間は現在の料金体制で実施する。合併後3年の間に各家庭の料金を調査し、併せて住民説明会を実施し普及を図る。合併から3年後に小林市の一般汚水使用料金は全て統一する。

下水道	小林市の料金体系は、水道の使用水量に応じた従量料金制である。野尻町は、平等割に人頭割を加えた額である。人頭割の場合は毎月世帯人数を把握しなければならず、小林市では、公共下水道も同じ料金体系であり、件数が多く調整が難しいので、小林市の例で調整する。野尻町の世帯も水道メーターがあり毎月水道課が検針しているので可能である。 しかし、すぐに変更した場合、使用料金の格差が著しい家庭があると予想される。各家庭の使用水量を調査し、節水等をお願いし、料金の統一を図っていく。検針については、小林市で使用している器具を使い実施する。 ※水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。 ■農業集落排水事業・分担金（農集排） ●分担金・両市町で分担金額が違う。合併後3年を目処に小林市の制度に統一する。（原則、現行のとおり。合併後に告示した地域については小林市に統一する。しかし小林市でも中央区（須木）は徴収していない。） ※小林市：35,000円、告示日から3年以内の加入は100%減免。 ※野尻町：10,194円、減免規定について、小林市の制度に統一する。 分担金について、小林市十日町・新田地区は35,000円であるが、中央地区にはない。野尻町の漆野原地区は、供用開始の告示後（平成9年4月1日供用開始）10年以上が経過している。供用開始後区域の変更はないので既供用開始区域は合併前の金額とし、合併後に告示した区域は新市の規定によることにより公平性を確保する。
水道	■簡易水道事業・水道料金の算定方法 ●給水条例・規則の制定及び改正 合併後、平成22年4月1日から簡易水道の一部（野尻地区、野尻西部地区、吉村地区）が上水道に移行することも考慮し、合併時に給水条例・規則の改正を2段階に行う。①合併時の簡易水道会計統合の改正。②平成22年4月1日に簡易水道の一部を上水道に移行する改正。 ●合併後の料金算定については、経営状況を分析しながら合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。 ※上記②の改正については、合併に関係なく野尻町で当初から計画されている内容についての改正となる。 ※水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。 ■簡易水道事業・水道加入金 ●新規開設費 小林市については、加入金という規定はなく、公道部工事費のみ徴収している。野尻町は工事費とは別に加入金（権利に相当）を徴収している。・合併と同時に小林市の例により統一する。 ●※一次側配管の管理 小林市については、すべて事業者で工事し、管理している。 野尻町は、工事の際に加入者と折半で費用を負担しているが、合併と同時に小林市の例により統一する。 ※一次側配管：水道本管から宅地内のメータ器（止水栓）までの配管 ●メーターの使用料 小林市については、徴収しているが、小林地区と須木地区で差異がある。 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に野尻町も含めて統一に向け包括的に検討する。

委員から次のような質疑・意見が出されました。

自治会・行政連絡機構の取扱い

野尻町委員：区・組制度についてお伺いしたい。区長の業務の内容が小林市と野尻町ではだいぶ違うようだ。現況調書を見ても、小林市の方は細かいところまで区長の仕事の中に入っている。現況調書だけでは業務の内容が把握できないため、小林市の区長の月間・年間の業務スケジュールを示してほしい。その下の組は野尻町では分区になるが、組長の業務についても示してほしい。今後、役員改選等を行う場合に、現況と違って来るため、説明したいと思っている。

企画財政部会：小林市においては小林地区で41区、須木地区で10区、計51区ある。各区において区長のスケジュール等は均等ではなく、それぞれ区ごとの行事にも参加されているため、ここでお示しすることはできないが、標準的な区の月間もしくは年間のスケジュールは、後日お示ししたい。

野尻町委員：野尻町は現在6区で運営している。現況調書では小林市でも多いところで約900世帯、野尻町が一番多いところで約700世帯だが、世帯が多いところは街部の集落が集中したところで、野尻町で考えると範囲がものすごく広くなる。野尻町の場合は、行財政改革の中で12区あったものを6区にしてきた。しかし、今の6人体制で対応できるものなのかという心配がある。区長の仕事がそこまで及ばない場合は、区の区域の割り振りの検討も必要なのではないかと考え、業務内容の提示をお願いしたところである。

野尻町委員：いきいき地域づくり区交付金は、算定基礎が区の数で根拠で配分されているが、野尻町は12区あったが行政改革で半分の6区になっている。たとえば野尻町4区の世帯数は、須木全体を超えるぐらいの世帯数だが、平等割が不平等ではないかという気がしてならない。合併後の区の分割は、一応ご了解い

ただいていると思うが、確認の意味で、合理化のつもりで野尻町は今、区の世帯数は平均で503戸だが、須木では73戸であり非常に格差がある。合併後、住民や区民の意思で、さらに区を分割したいという場合は、これは一応ご了解をいただいていると思うが、それでよろしいか。

企画財政部会：言われる意味は十分理解したが、区を分割するのに了解を取ったというのは聞いていなかったのも、返答に困っている。区によって世帯数が違って来るため、ある程度均衡を取るためには区を分区した方が良いのではないかというご意見だが、持ち帰って野尻町とも確認をさせていただきたい。

市町の計画、運輸・通信について

野尻町委員：福祉バスは高齢者にとって非常にありがたいと感謝されている。福祉バスは、是非守っていただきたいという形の中で、現況のまま進めることとなっているが、できれば野尻町から小林市役所等まで結ぶような路線について、今後検討していただきたいという意見が多数寄せられているので、それを考慮の上、検討していただきたい。

企画財政部会：ただ今出された意見については、しっかりお伝えして検討していきたい。

小林市委員：利用料金の中で須木地区の高校生の定期を月額8千円にいただいている。合併するとどうしても、野尻町から小林市役所、市立病院等に向けてのバスが必要になると思う。紙屋の高校生は2万円ぐらい定期にかかっている。保護者の負担が大変だと思うので、早く乗入れをして、須木地区と同じような料金になるよう検討していただきたい。

企画財政部会：今出された意見は、議事録を踏まえて地域公共交通会議の検討に付したい。

農林水産関係について

野尻町委員：小林市では新規就農者育

成研修費補助、野尻町では農業後継者国内外研修者助成事業があるが、現在、小林市ではこの事業を利用して就農されている方が何人ぐらいいるのか。また、野尻町ではこの事業によってどのような効果が出ているのか、聞かせていただきたい。

産業建設部会：新規就農者育成研修費補助では、新しく就農される方が農業大学校の実践塾や先進農家の所で研修をされる場合に補助する制度である。就農するにあたり設備等も要するため、その一部補助を実施している。一昨年が2名、昨年は2名、今年も応募がすでにあり2名程度である。限度額が50万円であり、その程度の補助しかできないが、研修費を50万円以内に抑えているような状況である。

野尻町の農業後継者国内外研修者助成事業は、年間予算20万円いただいている。一昨年はメロンの後継者の皆さんが四国に研修に行かれた際、一部助成をしている。昨年度はSAP会議の皆さんが意見発表等で沖縄、東京に行かれたが、発表者本人分は県が旅費をみていただいたが、SAPの会員の中でも「是非行って勉強したい」方がいたので、研修費の一部を助成したところである。

野尻町委員：小林市の新規就農者育成研修費補助は効果が現れているようである。農業が見直されて新規就農者が研修をしたいという申し込みが多いと思うので、2つの事業を小林市の制度に統合することになっているが、内容等について事業を活用しやすく効果の出やすい方法を考えていただきたい。この予算は、もっと増やしていいのではないかと考えているので、それを踏まえたうえでの統合をお願いしたい。

小林市委員：基幹産業の農業に関する説明だが、この中で須木地区、野尻地区の地域に応じた制度でされており、新市に引き継ぐものが多いが、なかでも野尻町独自でやっている農業用廃プラスチック適正処理の助成事業、あるいは路地園芸野菜対策事業のゴボウに対する事業は

素晴らしい事業であり、こちらの方に合わせて統合するような検討をお願いしたい。

それから小林市にはバイオマスセンターがあり全市民利用できるが、野尻町の有機センターについては加入者あるいは株主だけが利用できるという。この辺りの調整はうまくいくのかどうか。たぶん出資金等も出されているのではないと思うが、その辺について説明をお願いしたい。

産業建設部会：農業用廃プラスチックについては、野尻町の場合はJAの集荷場に廃プラの集積所をお願いしている。その取扱いについて委託をしている関係でこのような表現になっていることをご理解いただきたい。ゴボウの事業については、2カ年の期限付きの事業であり、今年度から予算に計上されていない。

バイオマス関係については、確かに野尻町の有機センターについては、株主になっていただいた方がご利用いただくという、そもそも会社としてそういった形で、主に大規模な農家の方が利用されている施設となっている。もともと野尻町の有機センターと小林市のバイオマスセンターは、出発点が違っている。

小林市は、小林市全体の畜産農家の家畜排泄物^{はいせつ}を処理するということで発足しており、野尻町については関係者のみということである。本来であれば、野尻町についても全農家の家畜排泄物を対象に処理してほしいということもあるが、家畜排泄物は産業廃棄物であるので、その許可を取らなくてはならず、産業廃棄物処理の許可を取るにはかなりの難しい点があるので、今後3年間を目処に同じように利用できるように検討をしていきたい。

小林市委員：家畜排泄物処理の適正化ということで、大規模農家は自前の処理施設を造っているが、そこに至らない部分のところが多分あると思うので、今後、全体が処理できる施設も含めて、部会の方でも検討していただくよう要望をしておきたい。

●新市の組織機構は、改革のため「部制」を導入します。

今回の合併にあたり、市民サービス向上のための効率的かつ効果的な組織として改革するため、新市の組織機構は、「部制」を導入します。

「部制」を導入する目的

「部制」を導入する目的としては、①市民が主役の市政となる組織(住民サービス向上を目指した市民に分かりやすい組織)、②市民との協働が図られる組織(民間活力の促進を図られる組織)、③経営感覚の醸成が図られる組織(部局経営方針の明確化、予算に関する権限委譲)、④政策を基本とした組織(政策を基本に目標を明確にし、総合計画の目的別に体系化された組織)、⑤変化に迅速に対応できるスピード感のある組織(権限委譲による意思決定の迅速化・庁内分権の推進)、⑥新たなニーズや課題に柔軟に対応できる組織(人事に関する権限委譲による弾力的な組織運営)、⑦現場実態を重視した組織(現場主義の徹底、常に市民のニーズや立場に立った政策・事務の実施)、⑧職員の意識改革が図られ、組織の総合力が向上する組織を目指す、ことなどが挙げられます。

「部制」に期待される効果

また、「部制」に期待される効果としては、①権限委譲により、環境や需要の変化を踏まえた素早い意思決定・対応ができる、②権限と責任が明確になり、成果の向上に向けた意欲の喚起が期待できる、③市長の事業運営に関する負担が軽減され、より全体的・戦略的な事項に集中できる、④部局長の経営意識が高まり、職員のコスト意識や創意・工夫への意欲が向上する、⑤横断的な課題への対応の迅速化が図られる、⑥これまでの副市長権限(専決事項)の一部を部局長職に付与することにより、事務決裁のスピード化や迅速な住民対応が可能となり、部局内の課間調整がスムーズになる⑦^{*}庁議は、これまでの三役・教育長及び総務・財政・企画調整課長等による構成から、三役及び教育長、部局長等で構成し、すべての課を網羅することにより、より明確かつ高次の判断を下すことが可能となり、組織に対し横断的な周知が徹底される、⑧議会答弁では、部局長が総括的に対応することができ、より高次元の体系的な答弁が可能となる、⑨部局内の関連する事業を一括して運営することで、市民主体の事業展開が

可能となり、施策形成時の課間の調整が容易となることで、市民により効果的なサービスの供給が可能となる、⑩行政窓口が部局の枠で総括されることになり、市民にとって分かりやすく、柔軟で迅速な窓口サービスの展開や複合的な窓口制度の導入も可能となる、⑪部局長のリーダーシップにより、部局内各課の事務事業の調整が強化される、⑫「部制」導入の前提として課の統廃合を行うことにより、課長の所掌事務の範囲が広がり広い視野からのリーダーシップの発揮が可能となる、⑬役職を多数の課長による横並びでなく縦型にすることにより、職員の目標が高まり職場の活性化を促進する、⑭部局内における事務量の季節変動を部局単位に権限付与することにより、部局内において吸収することが可能となる、⑮予算の枠配分を行うことにより、部局単位の事務事業の実施の優先順位等の選択と自己決定が可能となる、ことなどが挙げられます。

「部制」導入の課題

一方、「部制」導入の課題としては、①部局長の職務・権限は、これまで本市の行政組織にはなかったものであり、新たな職務・権限についての規定等が必要となる、②決裁権限については、課間の調整、事務の迅速化を図るなど部局長に裁量権を持たせるため、これまでの副市長または総務課長、財政課長相当の権限を付与する必要がある、部局長職の創設に伴い、課長職の職務・権限についても見直す必要がある、③行政組織の大きな変動を伴うため、市議会の支援・協力や市民の理解を深めるための十分な周知・啓発が必要となる④管理職階層の新設や執務環境の変更を伴うため、制度や業務内容の変更について、全職員への徹底した研修が必要となる、⑤「部制」導入に伴い、財政・人事等に関する権限委譲の内容について検討し、条例・規則等の整備、電算システムの改修を行う必要があるため、その作業期間を十分に確保する必要がある、ことなどが考えられます。

このようなことを踏まえて、現在「部制」導入に向けた合併準備作業を進めていますので、市民の皆さんの深いご理解とご協力をお願いします。新市の組織機構の詳細については、協議会への報告を行い、今後、随時お知らせしていきます。

※庁議：市行政の計画的で効率的な執行を図るため、行政運営の最高方針、重要施設の審議、各部局や各行政機関相互の最終的な総合調整を行う会議組織です。

ホームページの内容

●メインメニュー

トップページ

トピックス、広報、
各種資料、写真

●協議会開催状況

協議会 小委員会

●協議会

組織 規約等 あいさつ
事務局 協定項目
新市基本計画

●その他

小林市紹介 野尻町紹介
リンク メール
サイトマップ

ホームページをご覧ください。
<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/>

●協議会を傍聴しませんか。

第7回合併協議会

日時 平成21年9月24日(木)
午後1時30分～

場所 小林市中央公民館
大ホール

※協議会日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にお問い合わせください。



●協議内容は閲覧できます。

会議資料や会議録は、協議会事務局と小林市役所、野尻町役場で閲覧できます。

詳しくは両市町の合併担当窓口までお問い合わせください。



【編集・発行】

小林市・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野 300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@eco.ocn.ne.jp
URL :<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/>

両市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

野尻町総務企画課

TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

くお願ひします。
(丁)

▼来年3月23日の合併まで、残りあと203日(9月1日現在)、約半年となりました。▼両市町の職員は、新しい市としての住民サービスを円滑に提供できるよう、また、合併した効果が、より早く発揮できるよう、約4千項目に及ぶ事務事業の個別調整や条例・規則等の整備、電算システムの統合など、合併準備作業に日々努力しています。▼また、一部事務組合やシルバー人材センター、社会福祉協議会などの公共的団体等でも、合併に向けての協議が始まりました。これからいろいろな場面において、合併に向けての機運が、だんだん高まっていくものと思います。▼事務局もできる限りそのお手伝いをさせていただきます。

こちら編集室